沖縄ゆんたく会則（Ver.1）

第 1 条（名称）

本会は、「沖縄ゆんたく」（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条（目的）

本会は、沖縄文化を通して、人と人との交流を育み、一人ひとりの中にある「沖縄」を持ち寄り、ともに楽しみ、ともに味わい
続ける地域コミュニティを目指すことを目的とする。

第 3 条（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 三線演奏をはじめとする沖縄文化の交流・体験活動
2. 地域交流活動
3. 沖縄文化の普及活動
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

第 4 条（会員）

本会の目的に賛同する者は、会員となることができる。

第 5 条（参加費）

活動に必要な経費として、参加費を徴収することができる。

参加費の金額は、運営において決定する。

第 6 条（役員）

本会には、次の役員を置く。

1. 代表 1 名
2. 広報・連絡担当 1 名以上
3. 企画・運営担当 1 名以上

必要に応じて役員を追加することができる。

第 7 条（役員の役割）

代表は、本会を代表し、会務を統括する。

広報・連絡担当は、広報活動、情報発信及び会員との連絡を担当する。

企画・運営担当は、企画立案、情報収集、イベント運営その他活動の推進を担当する。

第 8 条（運営）

本会の運営は、役員が互いに協力しながら行う。

活動方針及び重要事項については、運営メンバーで協議し決定する。

第 9 条（会計）

本会の収入は、参加費その他の収入をもって充てる。

会計は適切に管理し、必要に応じて運営メンバーへ報告する。

第 10 条（会則の改正）

この会則は、運営メンバーの協議により改正することができる。

第 11 条（政治・宗教・営利活動）

本会は、特定の政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動は行わない。

ただし、本会の目的を達成するために必要な参加費の徴収及び活動に伴う実費の受領は、この限りでない。